

平成 2 7 年度第 1 回
札幌市障がい者施策推進審議会

会 議 録

日 時：平成 2 7 年 1 2 月 1 4 日（月）午後 3 時開会
場 所：札幌市視聴覚障がい者情報センター 2 階 大会議室

１．開　　会

○事務局（石原企画調整担当課長）　本日は、お忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございます。

若干おくれている方がいらっしゃいますけれども、定刻になりましたので、ただいまから、平成２７年度第１回障がい者施策推進審議会を開催させていただきます。

私は、障がい福祉課企画調整担当課長の石原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

以下、座って進めさせていただきます。

本日の一般傍聴者についてでございますけれども、傍聴の希望者はありませんでしたので、報告をさせていただきます。

２．札幌市障がい保健福祉担当局長挨拶

○事務局（石原企画調整担当課長）　それでは、開会に当たりまして、木下障がい保健福祉担当局長からご挨拶を申し上げます。

○木下障がい保健福祉担当局長　障がい保健福祉担当局長の木下と申します。

本日は、年末のお忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

また、皆様方には、日ごろから、本市の障がい者施策の推進に多大なるご支援、ご協力をいただきまして、改めて感謝を申し上げます。

さて、前回の審議会は、ことしの３月１２日に開催いたしまして、さっぽろ障がい者プラン改定案のパブリックコメント実施結果、それから、障害者差別解消法の施行に向けた対応についてご審議をいただくとともに、平成２７年度予算における主要事業、子ども発達支援総合センターの開設につきまして情報提供をさせていただきました。

今年度におきましては、障害者差別解消法が来年４月から施行となりますことから、これに向けた準備の年度となります。

本日の審議会では、障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応についてご審議をいただくとともに、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達及びさっぽろ子どもの心の診療ネットワーク事業の概要につきましてご報告をさせていただきます。

委員の皆様には、忌憚のないご意見をいただきますよう、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

３．委員紹介

○事務局（石原企画調整担当課長）　それでは、本日出席いただきました委員の皆様を座席の順に紹介させていただきますと思います。

初めに、北星学園大学短期大学部教授の藤原会長でございます。

成年後見センター・リーガルサポート札幌支部幹事の旦尾委員でございます。旦尾委員につきましては、ことしの7月よりご就任をいただいたところでございます。

続きまして、札幌市身体障害者福祉協会会長の浅香委員でございます。

続いて、札幌市精神障害者家族連合会専務理事の伊藤委員でございます。伊藤委員につきましては、ことしの7月よりご就任をいただいております。

札幌公共職業安定所所長の井上委員でございます。

札幌市中途失聴・難聴者協会会長の扇谷委員でございます。

札幌市山の手養護学校校長の岡積委員でございます。

児童発達支援センターきらめきの里施設長の加藤委員でございます。

札幌市視覚障害者福祉協会会長の近藤委員でございます。

北海道難病連事業委員の新堀委員でございます。

札幌市社会福祉協議会地域福祉本部長の高森委員でございます。

北海道中小企業家同友会札幌支部障害者問題委員会副委員長の奈須野委員でございます。奈須野委員につきましては、ことしの7月よりご就任をいただいております。

西坂委員につきましては、到着がおくれているようでございますので、お見えになってから改めてご紹介を申し上げます。

札幌市精神科医会会長の林下委員は、本日、都合により欠席する旨の連絡をいただいております。

北海道立心身障害者総合相談所所長の廣田委員でございます。

札幌市手をつなぐ育成会副会長の藤井委員につきましては、改めてお見えになってから紹介させていただきます。

札幌市民生委員児童委員協議会副会長の三上委員でございます。

就労継続支援事業所札幌社会復帰センター施設長の森本委員でございます。

札幌肢体不自由福祉会理事長の山内委員でございます。

以上、16名の委員に現在出席をいただいておりますところでございます。

続きまして、事務局から自己紹介をさせていただきます。

○事務局（織田事業計画担当係長） 皆様、お疲れさまです。事業計画担当係長の織田と申します。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（山本就労・相談支援担当係長） いつもお世話になっております。障がい福祉課で就労相談支援の担当係長をしております山本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（菊田調整担当係長） 障がい福祉課の調整担当係長をしております菊田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（石原企画調整担当課長） また、関係職員、担当の高木も同席させていただいております。

大変恐縮でございますが、木下局長は、用務の関係上、ここで退席させていただきます。

〔障がい保健福祉担当局長退席〕

◎資料確認

○事務局（石原企画調整担当課長） それでは、お配りしております資料の確認をさせていただきます。

本日は、机の上に次第と座席表、委員名簿を配付させていただいております。また、お手元の次第の裏面に配付資料の一覧を記載してございますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

資料につきましては、事前に皆様方に送付させていただいておりますけれども、改めて、本日は皆様方の机の上にも置かせていただいております。

配付しております資料は、資料１－１、１－２、１－３、１－４、資料２－１、２－２、資料３－１、３－２、３－３の全部で９種類になります。

資料不足している方などはいらっしゃいますでしょうか。

それでは、以後の進行につきましては、藤原会長にお願いしたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

４．議 事

○藤原会長 皆様、こんにちは。

ご紹介いただきました藤原です。

久しぶりの会議となっているので、引き続きの方と新しい方で今回顔合わせをさせていただきますが、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、皆様にはお願いですが、ご発言の際には、情報保障の観点から、なるべくゆっくりお話ししていただきたいと思います。また、発言の中でわからない言葉などがありましたら、その都度、遠慮なくお知らせいただきたいと思います。

それでは、円滑な審議につきまして、重ねてご協力をお願いいたします。

早速、議案に入っていきたいと思います。

１番目の議題は、札幌市における障害者差別解消法への対応についてです。

障害者差別解消法への対応については、ことし３月の審議会において、法の概要やスケジュールのお話が事務局からありました。今回の審議会では、具体的な札幌市の対応について事務局から説明してもらい、皆様のご意見を伺ってまいりたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（石原企画調整担当課長） 改めまして、企画調整担当課長の石原でございます。

私から、来年４月に施行されます障害者差別解消法への札幌市の対応について説明させていただきます。

初めに、資料の右上に１－１というＡ３判横の資料をごらんいただきたいと思います。

資料の左半分に差別解消法の概要を、そして、この法律の内容を踏まえた札幌市としての対応方針を資料の右半分に掲載してございます。

初めに、資料の左半分の差別解消法の概要についてでございますが、これは、3月の当審議会において説明をさせていただいておりますので、ここでは簡単に触れさせていただきます。

まず、枠内のこの法の目的でございます。下線部の「全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現」、これが法の目的となっております。

その目的に向けて、その下の大きな表にあるように各規定があるわけでございますけれども、この法律の大きなポイントとしましては、第7条、8条の「行政機関等及び事業者の差別の禁止等」という部分になりまして、具体的には、不当な差別的取り扱いの禁止、それから、障がい者への合理的配慮の不提供の禁止の2点となっております。また、このほかにも法律では行政機関が講ずべき措置が示されてございます。その内容は、資料1の左側の表の上から3段目からになりますけれども、太字の部分で、第5条の環境の整備、第10条の職員対応要領の策定、第14条の相談体制の整備、第15条の啓発活動、第17条等の地域協議会の設置となります。それぞれの内容につきましては、資料の右半分の中で改めて説明させていただきたいと思っております。

資料の右、札幌市の対応方針（案）につきまして説明をさせていただきます。

ただいま申し上げましたとおり、札幌市としては、法第5条の環境の整備など法で定められている事項について、今後、取り組みを進めていくこととなります。ただ、一方で、この法律の目的とするところは、冒頭申し上げました全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することとなっており、これを目的としておりますことから、札幌市としての取り組みの基本的な考え方や方向性、また、札幌市のこれまでの取り組み、そして、今回、差別解消法で実施を求められております職員対応要領の作成などの新たな取り組み、これらを札幌市の対応方針として一つにまとめ、これを市民に広く周知し、札幌市が率先して取り組みを進めていくという姿勢を示すことで、札幌市全体で法の趣旨にのっとった対応を進めていきたいと考えてございます。

対応方針の（案）につきましては、資料1－2として、冊子になっているものを配付させていただいておりますけれども、その内容を資料1－1の右半分に概要としてまとめております。本日の説明につきましては、資料1－1を中心に説明させていただきたいと思っております。

表の上の1番の対応方針の位置づけと2番の法の概要、3番の札幌市のこれまでの取り組みにつきましては、説明を省略させていただきます。

4番目の札幌市の新たな取り組みについて説明させていただきます。

まず、4の（1）に掲げております環境の整備についてでございますけれども、差別解消法は、第5条におきまして、社会的障壁除去についての配慮を行うため、施設設備の改善や職員の研修など、必要な環境の整備に努めることとしてございます。

本市としましては、これを受けまして、これまでの取り組みを継続していくことに加え

て、障がいのある方のコミュニケーション支援に取り組んでまいりたいと考えてございます。

まず、コミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりを促進するための条例制定、市政情報を障がいのある方に対してわかりやすく提供していくため、これは広報課の所管になりますけれども、市政等資料印刷物作成ガイドラインについての改正、各区の窓口などにおいて市民とのコミュニケーションを円滑に行うためのコミュニケーション支援ボードなど支援ツールの導入、そして、東京都が作成しているものですが、ヘルプマークの導入などをそれぞれ検討してまいりたいと思っております。

ヘルプマークにつきましては、例えば、内部障がいの方など、外見上、障がいのあることがわからない方などがヘルプマークを身につけておくことで、周囲の援助を得やすくするというものでございます。内部障がいのある方などが公共交通機関で座れないでいても、外見上わからないために席を譲ってもらえなかったり、逆に、優先席に座っていると座席を譲るように言われたり、場合によっては怒られたりするという事例を聞いてございますので、こうした事例を改善する対応策の一つになるのではないかと考えております。

また、福祉のまちづくり条例に基づきまして、公共施設のバリアフリー化を今後も引き続き着実に進めることに加えまして、さらに、今後は、障がい者や高齢者、子ども、妊娠婦など、全ての人にとって利用しやすいといった視点が求められておりますことから、施設の設計や案内表示を工夫するなど、最初から多くの人の多様なニーズを反映する考え方であるユニバーサルデザインを意識した取り組みの検討も進めてまいりたいと思っております。

続いて、4の（2）職員対応要領の作成についてでございます。

差別解消法及び基本方針では、地方公共団体は職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めるものとする。さらに、この対応要領は、職員が遵守すべき服務規律の一環として定めることとするとそれぞれ規定しているところでございます。

これを受けまして、札幌市としては、共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領として定めたいと考えてございます。

接遇要領につきましては、障がいのある方に対する接遇の姿勢、また、市役所内部における相談体制、職員の研修等について掲載してございます。

お配りしております資料1－3が現在作成を進めております接遇要領の案となります。第1条、第2条は省略させていただきますが、第3条として職員の責務、第4条として管理監督者の責務、第5条、6条で相談体制と職員研修についてそれぞれ規定しております。

3ページ以降は、別紙という取り扱いで、不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供につきましては、職員としての姿勢、あるいは具体例をそれぞれ示しているところでございます。

この接遇要領の職員への周知につきましては、市役所のイントラネットのホームページに障がい特性など具体的な内容を掲載しておりますので、これを活用し、また、職員の研

修なども通じて、法の趣旨や障がい特性、具体的な配慮の方法などについてもわかりやすく示して、知識を深めるとともに意識の啓発も図ってまいりたいと考えてございます。

資料１－１に戻っていただきまして、４の（３）の相談窓口の明確化でございます。

障がいのある方の差別に関する相談は、これまでもさまざまな機関が担っておりまして、差別解消法でも、新たな機関は設置せず、既存の機関の活用を図ることが求められております。したがって、本市でも既存の相談窓口を１次的な相談窓口としたいと考えております。

資料１－２、対応方針の１８ページをお開きいただきたいと思います。

真ん中あたりに、ア、１次的な相談窓口というふうにありますけれども、基本的には、これまでどおりの相談窓口、例えば、市社協に委託をさせていただいております、障がい者あんしん相談や相談支援事業所、こういったところを１次的な窓口というふうに考えてございます。

また、市政や日常生活の困り事、あるいは、札幌市職員の対応についての苦情等につきましては、基本的にはそれぞれの担当部局で受けることとしつつ、例えば、担当部局が多岐にわたるなど明確でない場合は、市民の声を聞く課や各区の広聴係、こういったところを相談機関にし、こういうところが交通整理をして各部局につなぐというような役割を担わせていきたいと考えてございます。

また、さらに対応が必要な場合の相談窓口につきましては、石狩圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会、これは差別や虐待、権利擁護について事案の解決を図るための協議、あっせんを行う、北海道障がい者条例で定める機関でございますけれども、こちらの活用を考えております。

資料１－１に戻ります。

（４）法の趣旨の普及、啓発につきましては、これも法律におきまして「国民の関心と理解を深め、差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする」と規定をされてございます。本市としては、広報さっぽろやホームページにおける周知のほか、市民向けの啓発パンフレットを作成するなど、さまざまな機会に法の趣旨、法の周知、啓発を行い、障がいのある方への理解の促進に努めていきたいと考えてございます。

次に、（５）地域協議会の設置についてでございます。

差別解消法は、障がいを理由とした差別に関する相談や差別解消に向けた取り組みを円滑に行うため、障がい者差別解消支援地域協議会を組織することができると定めてございまして、これにつきましては、対応方針の２１ページのイメージ図のとおり、各団体におけるネットワーク化を目指していきたいというふうに考えております。

構成員のうち、それぞれ相談の対応を行っている機関におきまして、蓄積された相談事例や取り組み内容について情報共有を行うことによって、いわゆる制度の谷間や、たらい回しが生じることなく、それぞれの機関の主体的な取り組みなどが推進できるというふう

に考えてございます。

次に、5番目の札幌市の取り組みの実施体制でございます。

これにつきましては、全庁を挙げて取り組むこと、各部局において、所管事業の実施について可能な限りの障がい者への配慮を行うこと、障がい保健福祉部における進行管理などについて掲載しております。

6の資料編ですが、これは、障がいのある方が差別と感じていることについて、都道府県や政令市で実施したアンケートについて、その結果を掲載しております。これにつきましては、別途ごらんいただければと思います。

以上が札幌市の対応方針の内容となります。

先ほどもお話ししましたが、以上のような市の取り組みの内容や市政を広く市民に示すことによって、札幌市全体において共生社会の実現を目指していきたいと考えてございます。

最後に、今後のスケジュールについて説明させていただきます。

資料1－4になります。ただいま説明をいたしました対応方針等につきましては、保健福祉施策を総合的かつ効果的に推進するために、全庁的な組織として設置されてございます保健福祉施策総合推進本部にて、これまで検討を重ねてきたところでございます。本日説明した内容は、これまで数回の推進本部における部長級の会議、または課長級の会議で検討を進めてまいりまして、去る12月9日に総合推進本部の部長級の会議を経たものでございます。

今後は、対応方針及び接遇要領につきましては、札幌市の公式ホームページに掲載するほか、1月中旬に市民説明会を開催いたしまして、市民の意見を聞く予定でございまして、市民に広く周知をすることによって理解を深め、市民全体で法の趣旨にのっとり対応を促すことを目指していきたいと考えてございます。

市民説明会の後、局長級の本部会を1月下旬に開催し、対応方針及び接遇要領は1月末までの完成を目指しております。

完成後は、法施行までに職員への研修を実施し、障がいに関する知識、理解の促進を図るとともに職員対応方針及び対応要領等の全職員への浸透を図ってまいりたいと思います。

また、法施行後におきましても、法の趣旨について市民に周知啓発し、こちらも継続的に障がいに関する知識、理解の促進を図っていききたいと思っております。

私からは以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

多岐にわたりますけれども、どこからでも結構ですので質問、意見をお願いいたします。

○岡積委員 山の手養護学校の岡積と申します。

今、石原課長の説明を聞きまして、次年度からということですが、教育の現場も、これに同調といいますか、足並みをそろえまして、教育委員会のほうでは、子どもたちに対する学校での合理的配慮の内容の、学校職員向けの対応要領の作成に入っております。自治

省のほうから1人職員が来まして、合理的配慮相談員という形で今やっております。

そこで、ここには専門の方々もいらっしゃいますので、現状も含めてお話しさせていただきたと思います。

私たちのような特別支援学校は、もう既に合理的配慮をしているのです。ここで問題になるのは、通常の小中学校だと思います。普通の学校で、本校のような、うちは病弱養護学校ですけれども、病気のお子さんや障がいのあるお子さんたちがたくさん入っていて、その子たちにどのような配慮をしたらいいのかということを、通常の学校のほうが特別支援学校の配慮を学ばせてくれということも行っております。

私たちの学校は病弱養護学校ですので、病気への対応をしていかなければいけないのですが、難病も障がいに入ってきて対象になるお子さんもふえてまいりましたので、本校もまた、合理的配慮等を進めていかなければいけないなと思っています。

それが現状なのですが、現場の声として一言だけお話ししますと、ぜひこちらの保健福祉局でやっていることと教育委員会でやっていることの足並みをそろえていただいて、同じようなことで環境整備や合理的配慮の整備をしていただければ非常に助かります。

例えば、現場では非常に困り感があって、石原課長にも相談しているのですが、本校は入院生ばかりの学校でしたので、給食がないのです。札幌市で給食の当たっていない小・中学生がいるのは本校だけでして、こういう環境整備はしてくれないのですかという話をしているのですが、なかなかできない事情が教育委員会の中にはあるようです。そういうことは、保護者の方は不満に思ったりしております。そういうところの足並みがそろってほしいなということが一つです。

もう一つの例として、サポートファイルさっぽろというものがありますね。これはすばらしいものだなとは思いますが、学校現場での個別の教育支援計画と指導計画は、文科省の指導要領にも決まった形がないのです。うちはうちの学校の障がいや子どもの特性に合わせて独自のものをつくっているのです。サポートファイルさっぽろに合わせていただくのであれば、こんなに助かることはないですし、教育支援計画に十分なと思うのですが、学校現場では、サポートファイルさっぽろがありながら活用されず、独自のものでやっているところがあり、まちまちの状況になっています。今、細かい例を言いましたが、全市的にやっていただけるのであれば、保健福祉局の各部局と同一歩調でやっていただければ教育現場も助かるなという意見です。

○藤原会長 ありがとうございます。今の足並みをそろえるということに関して、何かコメントはありますか。

○事務局（石原企画調整担当課長） 当然、保健福祉局と教育委員会で縦割りであれば、中身も半減してしまいますので、今後とも情報共有をしながら進めてまいりたいと思っています。

○藤原会長 ほかにいかがですか。

○加藤委員 きらめきの里の加藤です。

今のお話を伺っていて、本当に今、サポートファイルなど、いろいろな部分で、札幌市として、センターを中心とした地域の障がいのあるお子さんにかかわる事業所との勉強会などをいろいろ推進して、後押ししていただいています。そういったことでは随分広がってきたと思うのですけれども、やっぱり合理的配慮という意味で、一般の市民の方々に啓発するということで、もちろん広報なども大事ですけれども、実際に、その地域ごとで、自分の地域にどんな障がいの方が暮らしていてどんな困難があるのかということ把握していくための仕組みももう一方では必要なかなと思っています。

今、各区に自立支援協議会、地域部会がありますし、相談支援事業所も各区に一つないし二つという形で、札幌市の委託を受けて、それは各区にあるのです。そこを中心として、例えば、地域の方々と障がいの分野とで避難訓練の計画を立てるとか、生活に根差して、障がいの方々はどんな困難があるかなど、地域の方々がそういうことを通して知るような、何かきっかけづくりといたしますか、計画になるのかどうかかわからないですが、アイデアとか、そういうことをできるだけやってくださいと札幌市のほうで言っていたきながら、各区で具体的な中身を進めるなど、そういうあたりも周知する情報としてももちろん必要ですけれども、実際の動きをどうつくっていくかというあたりも何か考えがあるといいかなと思います。ぜひよろしくお願いします。

○藤原会長 ご意見ですね。

○事務局（石原企画調整担当課長） ご意見として大変ありがたく受けとめさせていただきます。

この法律の一番大切なことは、市役所がどう取り組むかという以上に、一般の市民、一般の国民にどう広めていくかという部分であると思います。それだけに、難しさもあるし、時間もかかるのではないかと思いますけれども、できることを一つ一つやっていきたいと思います。

それから、今、加藤委員から、例えばということで障がい者の避難というお話がございました。来年度以降の取り組みになりますので、まだ現時点ではっきりとしたことは申し上げられませんが、そういった仕組みとして何かできることがないか、区の単位で何かできることがないかということで、今、検討を進めているところですので、改めてそういうことも相談させていただきたいと思います。以上でございます。

○藤原会長 加藤委員、よろしいですか。

○加藤委員 はい。

○藤原会長 奈須野委員、お願いします。

○奈須野委員 中小企業家同友会の奈須野でございます。

環境の整備のところで、手話や点字等のコミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりということで条例制定を検討とございます。全国的に、この種の条例は、主に手話言語条例ということで、手話に重きを置いた条例の制定が各市町村で多いようです。札幌市の場合は、15ページを見ますと、コミュニケーション手段全体を通したような条例制定

という考え方のように見えます。その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○藤原会長 お願いします。

○事務局（高木係員） この件につきましては、私、高木からお答えをさせていただきたいと思います。

今回、条例制定の検討と書かせていただいているのですが、これにつきましては、奈須野委員がおっしゃいますように、手話に特化したものではなくて、コミュニケーション全般なので、例を挙げますと、明石市で制定されている手話・コミュニケーション条例があるのですが、こちらを参考にして、手話に特化したものではなく、コミュニケーション全体を網羅したといいますか、条例制定を今検討しているところでございます。

○藤原会長 では、新堀委員、どうぞお願いします。

○新堀委員 難病連から出席しております新堀です。

難病患者にとっては、やはり公共交通に乗るときに、見た目ではわからないということが結構あります。足の人工関節だけを入れていて立っていたら全くわかりません。座ったままでもわかりません。お座りしたときに初めてわかる場合もあります。それで、このヘルプマークというものは、東京へ行きますとかなりの方がつけていまして、地下鉄であろうが、JRであろうが、結構赤いのをつけていらっしゃるのです。私、最初、あれを見たときに、何かしらと思いました。でも、あれが札幌市でももっともっと普及してほしいと思います。東京都では、かなりもう一般市民の方が知っていちゃいます。「どうぞ」とすぐ言っています。私たちは東京都民ではないので、東京に行ったときには全くそういうことは言われませんが、東京都民は、私はリウマチ患者ですが、リウマチ患者の方がつけていたら、「どうぞ、どうぞ」とすぐに譲ってくださいます。札幌市も、ぜひそんなふうになってくれたらと思います。

内部障がいの方は言いづらいのです。頭が真っ白でおばあさんみたいになっていると言いやすいかもしれませんが、若い方だったらなお言いづらいです。また、お年寄りの方が立っていて、自分が座っていると、恐縮してしまうということも確かにあります。もっとつらいのではないかなという思いもあります。これが札幌市の中で市民権を得られるような制度にぜひ進めていただければと思いました。

○事務局（石原企画調整担当課長） ありがとうございます。

ヘルプマークにつきましては、制度の導入もそうですけれども、いかに多くの市民の方にそれを認知していただくということが非常に大切だと思いますので、そこも含めて、今後のあり方をこれから検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○藤原会長 近藤委員、どうぞ。

○近藤委員 1点だけ伺います。

勉強不足で非常に申しわけないのですが、この市民説明会を1月12日と13日に予定と書いてあります。この周知ですが、広報さっぽろの12月号か何かに載せられて

いますか。

○事務局（石原企画調整担当課長） 今予定しておりますは、1月12日です。これにつきましては、札幌市のホームページと広報の1月号に掲載する予定です。

○近藤委員 わかりました。

私どもは、毎月毎月、団体の広報を出していますが、原稿の締め切りが前月の15日なものですから、ご家族の方や、うちもヘルパーさんがたくさんいらっしゃいますので、ぜひ1月号で少し周知したいと思います。時間や場所など、わかる範囲で結構ですから、この会議の終わった後でもよろしいので、情報としていただけたらありがたいと思います。早速、うちの広報の1月号にも載せたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（石原企画調整担当課長） 会議が終わりましたら案内をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○藤原会長 この情報は皆さんが欲しいかもしれないので、もしわかるのであればお願いします。

○事務局（石原企画調整担当課長） 今でよろしいですか。

○近藤委員 今いただければもっといいです。

○事務局（高木係員） 私、高木からお話をさせていただきたいと思います。

市民説明会につきましては、平成28年1月12日火曜日に行わせていただく予定でございます。場所は、かでの2・7の4階の大会議室で行わせていただきたいと思いますと考えております。

時間については、同じ日に昼の部と夜間の部という形で2回に分けて実施させていただきたいと考えております。1回目は、1時半から3時までです。2回目は、夜の7時から8時半までです。時間帯について、間違いないと思うのですが、確認をさせていただきますので、会議の最後にもう一度お知らせをさせていただきます。申しわけありません。

○藤原会長 一応、復唱しますが、1月12日火曜日、場所は、かでの2・7の4階大会議室です。今のところ、お昼の部が1時半から3時、夜の部が7時から8時半です。いずれも1時間半です。

これは、特段、申し込みなどはなくてよろしいですね。

○事務局（高木係員） 申し込みなどは何も必要なくて、当日、会場にお越しいただければ大丈夫です。

補足ですが、当日、スクリーンに映し出すような要約筆記を入れさせていただきたいと考えておまして、資料のほうも、今、作成中ではあるのですが、点字版のものもご用意させていただければと考えております。

○藤原会長 ありがとうございます。

それでは、皆さん、この日にちと時間をお覚えいただきたいと思います。

高森委員、お願いします。

○高森委員 社協の高森でございます。

この対応方針の冊子、資料１－２の１７ページの関係ですが、職員の対応要領の作成のところで、まず一つは説明要領の件です。服務規律の一環として札幌市の全職員がこの内規に沿った対応を行いますというのは、非常に結構です。ただ、服務規律の一環としてということになりますと、この説明要領の管理・運用はどこがやるのかという問題があります。保健福祉局がやられるのか、総務局がやられるのか、一般の職員の服務関係については総務局で行っていますので、二元管理になるのか、どこかで一元的になるのかということが一つです。

もう一つは、囲みの前の努力義務である民間事業者の「合理的配慮の提供」の促進ということです。先ほどの１－４のスケジュールの中では、民間事業者の関係は一切出てこないです。したがって、民間事業者に対するこの辺の扱いです。どういうふうに考えて行っていくのか。努力義務とはいえ、私たち社会福祉法人としては、やっぱり札幌市と同様の対応をしなければならないかなと思っておりませんが、その辺のＰＲがなかなか行き届いていないのではないかと思います。特に、社会福祉に余り関連のない業界の皆さん方にどういうふうにやっていくのかですね。もう一つは、飲食店です。特に、目の見えない方や盲導犬を連れた方です。障がい者は車椅子で入れる店がなかなかないわけです。ですから、そういったところに対する啓発などはどのようにやっていかれるのか、お知らせをいただければと思います。

○藤原会長 では、２点にわたってお願いします。

○事務局（石原企画調整担当課長） １点目の服務規律の取り扱いですが、これは基本的に一元的な取り扱いを予定してございます。

法の施行の前後につきましては、私どもが中心となって接遇要領をつくってまいりましたので、私どものほうで対応していくことになりますけれども、その後、一定の期間を経て、人事のほうの所管というふうに考えてございます。

それから、民間事業者の配慮についてでございますけれども、例えば飲食店というお話がございましたが、大なり小なり、かなりの数の飲食店があるものですから、周知については非常に難しい部分があることは承知しております。啓発を引き続き継続して周知するというのもございますし、２１ページの共生社会推進協議会のイメージという図で、ネットワークをつくってという話を先ほどさせていただきましたが、ここに事業者として商工会議所なども入っていただくことを想定しておりますので、こういった方向からもアプローチすることができないかを考えております。あるいは、民間事業者でございますので、対応方針ではなくて対応指針という形で、各所管の大臣から業界のほうに周知が行くわけでございますけれども、それは、政令市である私ども札幌市を通じて周知する形になります。これについては、具体的にはこれからですけれども、例えば、私どもが管理監督権限を持っている事業者に対しては、研修や会合といった機会を捉えて周知を図ってまいりたいと思っております。

○藤原会長 そのほかはいかがですか。資料もたくさんありますので、ちょっと目を通していただきながら、質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

高森委員、どうぞ。

○高森委員 もう一点は、私、8月ぐらいに足を打撲したのかよくわからないのですが、右足を引きずって、ずっと2週間ぐらい歩いていました。それで、この間、道路などを歩いていて感じたのは、まず、道路は非常に傾斜があります。歩道でも傾斜がちょっとあります。それから、歩道のない道路は、真ん中が盛り上がっていて、極端に言えば、左右にそれぞれなだらかに下っている形になっています。下るほうに足をとられていくのです。ですから、非常に歩きにくかったです。もう一つは、点字ブロックです。今の点字ブロックは非常に足にこたえます。痛い足にこたえるのです。しかし、視覚障がいの方にとっては大事な点字ブロックです。それから、まち中にあるタイルの歩道は非常に足にこたえます。靴がひっかかるのです。しかし、景観上は非常に見た目がいいです。

ですから、ユニバーサルデザインを意識した取り組みといっても、いろいろな利害やいろいろな見方が交錯してくるのです。

例えば、点字ブロックにしても、もう少し高さの低いものにしていただければ、車椅子の方も動きやすいです。それからタイル張りの歩道はやめてもらいたいのです。あれは、車椅子にとって、非常に動きづらい歩道です。しかし、美観上は非常にいいという見方もあります。それをどこでどう調整するのかという問題です。できるのかという話です。ユニバーサルデザインを意識した取り組みの検討と言っていますが、そこで非常にいろいろな利害がそこで対立するわけです。どうするつもりなのかということと、やる気なのかどうかというところを伺いたいのです。

○事務局（石原企画調整担当課長） やる気があるのでここに載せていただきました。具体的なやり方につきましては、おっしゃるように、いろいろな利害が交錯して難しい部分はあると思いますが、また皆様方と相談させていただきながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○高森委員 検討するに当たって、いろいろな人の意見を聞く必要があると思うのです。視覚障がいの方もそれなりにいろいろな設備が必要だと思いますし、車椅子の方は車椅子の方でいろいろなものが必要だと思っています。特に、前輪がひっかかるのは、どうもいかんと思います。また、やっぱり冬ですね。冬の対策などいろいろなことを、意見を聞きながらやっていただければと思います。もう一つは、たまたま社会福祉総合センターの4階に福祉用具の展示コーナーがあるのですが、車椅子の用具を製作している会社やつえなどのいろいろな用具を製作している会社の方たちもいろいろな意見を持っていっぱいます。そういった会社の方たちの意見も聞いてみたらいかがかと思います。幅広く意見を聞いて対応を考えていただければありがたいと思います。

○事務局（石原企画調整担当課長） ありがとうございます。

○藤原会長 よろしいですか。今のはご意見としてお願いいたします。

ほかにかがででしょうか。

○事務局（石原企画調整担当課長） 資料をお読みになってご不明な点がございましたら、きょう以降、あす以降でも結構ですので、役所のほうにご連絡いただければ対応させていただきます。よろしくお願いいたします。

○藤原会長 三上委員、どうぞ。

○三上委員 民生委員の三上でございます。

非常にすばらしい取り組みで、これがもし現実的になれば、本当にすばらしいなというふうに思います。

我々民生委員・児童委員は、各地区で、やはり災害時にいわゆる生活弱者の人たちをどのようにスムーズに避難させたり救助するかということを、今、この数年間、活動方針の一つとして、その方向で取り組んでいます。取り組んで五、六年、もう少したちますかね、もう本当にやっていますけれども、やはり、これは地区でもって非常に差があるのです。順調に進んで取り組んでいけるところとそうでないところということで、全く情報が入らないところが幾つもあるのです。これは、全国的に聞かしても、そういう地区は情報が入ってこないということが圧倒的に多いです。そうすると、我々としても、その人は情報がなかったために救助などがスムーズにいかないという問題も出てきますので、今、それをどうしようかということでやっています。札幌市としましても、厚生労働省で個人情報の云々ということも明るい見通しが立ってきたので、多少は解消できると思います。

そういう中で、地域協議会の設置とありますが、これを設置することについて、行政のほうでは具体的な取り組み方といいますか、どういうふうに地域を説得して取り組んでいくのか、この辺のことをお話しいただければありがたいと思います。

○藤原会長 札幌市の新たな取り組み（５）地域協議会の設置に関連しての質問だと思います。

○事務局（石原企画調整担当課長） 社会推進協議会の取り組みでございますね。２１ページの関係団体で、まだ、下のほうは米印で書いておりまして、正式に了承いただいているものではないのですが、こういう形でいろいろな障がい者がかかわる団体が風通しをよくして情報共有を図ろうという趣旨で考えております。

例えば、相談機関、相談機能を有する団体であれば、同じ相談でも得手不得手が分野によって違いますので、どの団体がどういう相談に応じることができるのかという情報を共有することによって、たらい回しなどがなくなるのではないかと考えておりますし、自分の団体だけでは情報として入ってこないところがあります。よその団体でもっといい取り組みをしているということであれば、それを自分の団体に取り入れることもできますので、そういうことで、有機的に回転させることができればなと考えております。

○藤原会長 三上委員、よろしいでしょうか。

それでは、そのほかにかがででしょうか。

新堀委員、お願いします。

○新堀委員 資料１－２の１１ページです。公共サービス従事者などに対する理解促進ということで、障がい当事者の講師派遣というところがあります。難病が障がい者の枠に入っているものから、難病に対する情報がまだなかなか難しいということを聞きます。その中で、これは、障がい者という枠の中に難病が入っているということをわかっていない方も結構いらっしゃると思うのです。そして、難病という言葉が一切入っていない感じがするのです。難病患者も障がい者の中に入っているということを市民の方々にも意識づけるような表記の仕方などがあつたらいいなと感じます。私が見た感じでは、今までの障がい者の枠の中だけで動いている感じがするのです。よろしくお願いいたします。

○事務局（高木係員） この件について、私、高木のほうからお答えさせていただきたいと思います。確かに、障がいの枠組みの中に難病の方が含まれているというのは、札幌市としても周知に努めているところではあるのですが、今回、障害者差別解消法の中で取り組むというよりは、別の枠組みの中で取り組んでいくべき枠組みといいますか、もっと広い視点で取り組んでいくべきかと考えております。さっぽろ障がい者プランの次期の改定のときに障害者差別解消法のこともちろん盛り込んでいくのですが、そういったところで難病についても入れさせていただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○藤原会長 そのほかにいかがでしょうか。

奈須野委員、お願いします。

○奈須野委員 啓発広報活動の分野で、民間事業者、特に一般企業では差別解消法に対する取り組みは全くしていないのが実態ですので、札幌市として、一般企業に対する具体的な啓発活動ができるような方策を考えていただきたいと思います。私ども中小企業家同友会の内部では何かやっていきたいと思っておりますけれども、これがないと差別解消法が実際に機能していかないような気がしますので、具体的な取り組みを考えていただければと思っております。

○事務局（石原企画調整担当課長） 先ほども申し上げましたとおり、事業者への啓発というものがこの法律の肝になると思っております。具体的にどういう周知の仕方をするかというのはこれからですが、ご指摘の趣旨を踏まえて検討させていただければと思います。

以上でございます。

○藤原会長 奈須野委員、よろしいですか。

そのほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○藤原会長 それでは、大分時間も進んでまいりましたので、この議題（１）差別解消法の対応について一旦終了させていただきます。また、最終的に時間に余裕がありましたら、質疑応答の時間をとりたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○藤原会長 ありがとうございます。

では、議題（２）障害者就労施設等からの物品等の優先調達について、情報提供をしたいと思います。

この件につきましては、平成２６年度の調達実績と平成２７年度の調達方針などについて、事務局からお願いします。

○事務局（石原企画調整担当課長） 引き続きまして、私から説明をさせていただきます。

初めに、平成２７年度の調達方針について説明をさせていただきます。

資料２－１をごらんいただきたいと思います。昨年度との比較で申し上げますと、１の目的から４の調達の対象とする障害者就労施設等については、年度等を時点修正した以外の変更点はございません。

５の平成２７年度の調達目標につきましては、調達実績を踏まえる形で目標を設定しまして、今年度の目標額は２億円としているところでございます。

また、６の調達の推進における具体的な取り組みについてでございますけれども、（１）の２番目の予定価格が３０万円未満は随意契約というところがございます。この規定を追加しておりますとともに、（３）その他でございますが、庁内の各種方針に障害者就労施設等からの調達の推進について記載しているところでございます。

続きまして、平成２６年度の調達実績についてでございます。

資料２－２をごらんいただきたいと思います。物品役務といった項目ごとに就労継続支援Ａ型を初めとする障がい福祉サービス事業所、特例子会社や重度障害者多数雇用事業所等、また、元気ジョブアウトソーシングセンター、元気ショップ、元気ショップいこ〜るといった共同受注窓口の実績を一覧表にしているところでございます。平成２６年度の調達実績は、目標額であります１億６，０００万円を約５，０００万円上回る２億１，０６７万円となりまして、全ての局で調達実績があったところです。平成２７年度につきましても、目標２億円が達成されるように全庁を挙げて取り組んでまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明に関しまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。ご質問、ご意見はありますでしょうか。

加藤委員、お願いします。

○加藤委員 就労のことは余りよくわかっていないのですが、優先的に障がい者の仕事として札幌市から受注しているということで、一般の企業も札幌市のお仕事をしたいと言われることはあると思うのですが、これだけの結構な金額で、札幌市から優先的にやっていますということで、一般の企業の方から何か不満はないでしょうか。

きちんと周知されて、企業の方々も理解しているのでしょうか。

これは国の政策なので、そうですよと言ってしまうかもしれませんが、今までお願いしていた企業ではなく、こちらにということになっていくのか。それとも、物品やお仕事な

どを別につくり出してきたのか、その辺がよくわからないので、教えていただければと思います。

○事務局（石原企画調整担当課長） 私どもが把握している範囲では、民間の企業から不満なりクレームが来たことは承知しておりません。

今は、こういう時代になりまして、法定雇用率などもあって、一般の民間企業も障がい者雇用の重要性が大分認識、浸透され始めてきたのかなと思っていますが、そういったもの一つの要因になっているのではないかと思っています。

答えになっていますでしょうか。

○加藤委員 要らぬ心配だったようです。ありがとうございました。

○藤原会長 司会の立場で申しわけないのですが、今の件に関連して、例えば、障がい者の就労先同士の入札というふうに実際になるのですか。Aという施設からもこれだけのことはできる、Bという施設もできるということになったときに、それは入札なのですか。障がい者の就労場面同士での競争は起きるのですか。

○事務局（山本就労・相談支援担当係長） 障がい福祉課の山本と申します。

今、藤原会長がおっしゃったことですがけれども、基本は特定随意契約でやっている事例がほとんどです。ただ、仕組みとしては、今、先生がおっしゃったように就労施設A、B、Cの3者で見積もりをとるとか入札をするということももちろん可能にはなっております。ただ、現実的には、実績を確認したところ、特定随契でやることが非常に多かった状況でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

近藤委員、どうぞ。

○近藤委員 私は余りにも無知でわからないことばかりでお伺いしたいのですが、この施設は、障がいを大きく分けたら身体、知的、精神の障がいがあるかと思うのですがけれども、この商品を作成しているところで、おおよそ、身体、知的、精神のそれぞれの障がい分野のおおよその配分とといいますか、比率はお伺いできますか。

○事務局（山本就労・相談支援担当係長） 正直なことを申し上げますと、事業所によっては、知的障がいの方が中心の施設や、精神障がいの方の利用者が多い施設など、さまざまでございます。ただ、正直に申し上げて、今、3障がいという中で区別するのはなかなか難しいのが現状でございます。

○藤原会長 ほかにご意見、ご質問はありませんか。

山内委員、どうぞ。

○山内委員 山内です。

私たちは生活介護事業所をやっています。肢体不自由のほうですがけれども、もともと肢体不自由の親の会が母体となってつくった社会福祉法人で、私もその親の一人です。

私たちは、小規模作業所のときからずっと製品をつくってきました。今回、生活介護事

業所になったのですけれども、利用者さんの生きがいという形で、本当にかかわれるところでお仕事をさせていただいて製品をつくっていて、元気ショップといこ〜るに出させていただいています。

最初は本当に少しずつだったのですけれども、今、元気ショップが人通りの多いところに移転したため、人の出入りがすごく多くなったので、売り上げが伸びました。そういう場所を考えていただいたということでは、利用者さんたちも、注文が来ると、「頑張らなきゃ」と言って、すごく張り切って頑張っています。市のほうで、定期的にアリオなどいろいろなところでも開催してくださっているのですけれども、また、こういう皆さんの目に届くようないいところに設置していただければ、ほかの方たちも大変助かると思っています。よろしくお願いします。

○事務局（石原企画調整担当課長）　ありがとうございます。

○藤原会長　多分、皆様も元気ショップや元気ショップいこ〜るは目につくのでおわかりかと思うのですが、この元気ジョブアウトソーシングというのは、具体的にお掃除などですか。運営事業というのはどんなことをやっているか、教えてください。

○事務局（山本就労・相談支援担当係長）　元気ジョブアウトソーシングセンターに関しては、物品をつくるというより、役務系の仕事と言われているものを行っております。具体的には、今ありました清掃の仕事や印刷、草刈りなどの軽作業が多いです。それ以外には、今、元気ショップや元気ショップいこ〜るの製品の話がございましたが、例えば、ノベルティーのように、要望に合わせて新しいものをつくるという部分のコーディネートなどもしております。

そういった形で企業にも働きかけて営業に行きますし、事業所のほうでも、こういったものを扱っているかという情報も収集しながら結びつけるという取り組みを積極的にさせていただきます。

○藤原会長　ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員　実は、このアウトソーシングについて、うちも本当に障がいの重い方々の作業所をやらせてもらっていて、草刈りと公園清掃と広報誌、これは地域ごとなのです。本当に厚別区の一地域で、自分たちの作業所の近くの地域にお仕事をさせてもらって、地域の方々とそういう場面でちょっと触れ合うようなことがあるようです。障がいが結構重い方々が通っているところで、何か物をつくるということはとても難しいのですけれども、そういうお仕事をさせてもらって、そんなに無理のない程度に、でも、お仕事だからといって頑張って、地域の方々にもそういう姿を見てもらったり、声をかけていただいたりして、非常にやりがいがあるというふうに作業所の担当者からは聞いています。

非常にありがたいことなので、これがもし続くのであればと、多分、どの地域でもそういう人たちが公園の清掃をしたり草刈りをされているのではないかと思います。地域の方々

と必ず触れ合う機会にもなっているということで、ありがたいことだと思っています。そんなことがあるということだけです。

○藤原会長 ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員 元気カフェや元気ショップなどを結構見かけるのですが、市内全域で、カフェが何店舗か、ショップが何店舗かということがわかれば教えてください。

○事務局（石原企画調整担当課長） 元気カフェは3店舗です。本庁舎と中央図書館「本の森」と、ここの隣の社会福祉総合センターに「ふらっと」がございます。元気ショップ系で言えば、大通駅の元気ショップ、札幌駅の西コンコースに「いこ〜る」がございますので、ショップ系は2店舗になります。

○藤原会長 近藤委員、よろしいですか。

○近藤委員 ちなみに、新しい白石区の庁舎に、元気カフェか何かが入るという情報をお伺いしたのですが、店舗はふえますか。

○事務局（石原企画調整担当課長） お見込みのとおり、白石で考えております。

○近藤委員 ありがとうございます。障がい者の助けになると思いますので、ぜひぜひ推進していただければと思います。

○藤原会長 では、私たちは元気ショップやカフェを積極的に利用したいと思います。

それ以外にいかがでしょうか。

特にないようであれば、この件について一旦終了したいと思いますので、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○藤原会長 では、3点目の議題に参りたいと思います。

議題は、さっぽろ子どもの心の診療ネットワーク事業についてです。この件につきまして、これまでも本審議会において、検討経過や見通しなどについて事務局から情報提供がありました。本日は、平成27年10月19日から開始しました事業の概要につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（石原企画調整担当課長） この会議の場で継続的にご報告等を行ってございまして平成25年10月の札幌市精神保健福祉審議会からの札幌市の児童精神科医療のあり方の答申への対応のうち、児童精神科医療に関するネットワークの構築につきまして、10月19日にさっぽろ子どもの心の診療ネットワーク事業がスタートしましたので、事業内容等につきまして説明させていただきます。

まず、この事業の全体の概要についてご説明いたします。

A3判1枚物の資料をごらんください。

さっぽろ子どもの心の診療ネットワーク事業は、資料の中段の左にございまして、さっぽろ子どものこころの連携チーム事業、同じく右にございまして、さっぽろ子どものこころの

コンシェルジュ事業、この二つの事業の実施により、児童精神科医療を中心とした関係支援機関のネットワークを構築、運用し、札幌市全体の心の悩みを抱える子どもや発達障がいのある子どもへの支援体制の向上を目指す事業でございます。

資料の下の実施イメージをごらんいただきたいと思います。

教育機関、療育・福祉機関、母子保健機関、一般の医療機関を1次機能と位置づけ、児童精神科医療を扱う医療機関を2次機能、3次機能と位置づけますと、これまでは、1次機能から2次や3次機能へのつながりは、患者さん自身が自分で医療機関を調べたり、支援機関で配布する一覧表を利用したり、関係支援機関同士の個人的なつながりなどによるところが多かったという現状がございます。そのような状況で、児童精神科を扱う医療機関では、特定の医療機関へ患者さんが集中したり、重複予約等も散見されている状況になっております。

そこで、中心の網かけ部分にございます市内5カ所のさっぽろ子どものこころのコンシェルジュ事業実施事業所が適切な支援機関を案内することにより、利用する市民にとっても、より早く、より適切な支援機関の利用につながるほか、案内を行うことにより、それぞれの関係支援機関の間での連携体制も構築されていくと、このように考えているところでございます。

また、札幌市と北大が共同研究という形で行います、さっぽろ子どものこころの連携チーム事業でございますけれども、これは、各機能の代表者により連携チームを構成し、情報共有を目的とした全体会議の開催、人材育成、各機能への医学的支援を行うこととしてございます。

以上が、この事業の全体の概要になります。

また、この事業では、1次機能を担う関係支援機関に活用ガイドブックというカラーの冊子を配布させていただき、関係支援機関がこの活用ガイドブックの内容に基づいて、必要に応じてコンシェルジュ事業をご活用いただくこととしてございます。

ちなみに、1枚めくっていただきまして1ページ目に、このガイドブックの活用方法について、全体構成とともにまとめてございます。最初に、子どもの心の診療についてまとめております。4ページから5ページには、先ほども説明をさせていただきました、さっぽろ子どもの心の診療ネットワーク事業の概要をまとめてございます。6ページからは、さっぽろ子どものこころのコンシェルジュ事業について記載をしてございまして、まず、6ページから7ページには、対象となる子どもの状態像の説明を記載しております。以上のページは、説明を省略させていただきますので、後ほどごらんいただければというふうに思います。

ページをさらにめくっていただきまして、8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。こちらは、コンシェルジュ事業を行います医療機関の紹介ページになっておりますけれども、中央、手稲区に居住する子どもは北海道こども診療内科氏家医院、北区、東区に居住する子どもは五稜会病院、白石区、厚別区に居住する子どもは楡の会こどもク

リニック、豊平区、清田区に居住する子どもは子ども心身医療センター、南区、西区に居住する子どもはときわ病院をそれぞれ原則として利用いただくこととしております。

市民からの直接利用も可能としてございますけれども、関係支援機関の連携体制の構築も本事業の目的としてございますので、可能な限り、関係支援機関を経由して活用をいただきたいと思っております。

次に、10ページのコンシェルジュ事業の利用方法でございますけれども、利用するコンシェルジュ機関を選択した上で、別に定めてございます事業利用申請書を作成した後、事前にコンシェルジュ機関に連絡した上で送付をいただくこととしております。

その後、支援内容に基づきまして、コンシェルジュ事業実施機関が対応可能な医療機関をリストアップしてご案内をするという流れになっております。

11ページには、コンシェルジュ先の子どもの心を扱う医療機関の紹介がございまして、12ページから13ページには、当事業に参加、活用を表明した関係支援機関のうち、掲載許可をいただきました121機関の名称を区別に掲載しております。

以上が、活用ガイドブックによるコンシェルジュ事業の実施方法等でございます。

なお、この活用ガイドブックの配布先ですが、資料は特に用意してございませんけれども、関係支援機関にこの事業の活用意向について事前調査を行ってございまして、活用意向を示していただきました140の医療機関、福祉機関等に配布を行っているほか、市内の各小中学校にも送付をしてございます。また、保育園や幼稚園、高校に対しましては、先ほどのA3判の説明資料により、事業内容の周知を行い、送付の希望があればこちらを送付しているところでございます。

最後に、A4判1枚物のカラー印刷のパンフレットでございます。

こちらは、関係支援機関が対象となる方への説明の際に利用したり、対象者が多く訪れることが想定されます保健センターや児童相談所での配架用に作成をしたものでございます。

この事業の説明は以上でございますけれども、実際に10月19日に事業が開始されて、10月は、最初の2週間で計14名の方がこの事業を活用し、児童精神科医療を扱う医療機関に案内をさせていただいたところでございます。中には、入院が必要な方もおりましたけれども、おおむね順調に事業をスタートさせることができたと考えております。また、先ほど説明しました活用ガイドブックにつきましても、相当数の新規や追加での送付依頼がこちらに寄せられておりまして、この事業への関係機関の関心の高さがうかがえる状況になってございます。

皆様方におかれましては、もしこの事業を活用する機会がございましたら、積極的にご利用いただきまして、活用の際に何か問題点や課題等がございましたら、私どものほうまでお伝えいただき、皆様にとりましても、また心に悩みを抱える子どもさん、発達障がいのある子どもさんにとってもよりよき事業に育てていきたいと考えてございます。

また、この事業の実施と、現在、病院局で整備を進めております3床の児童専用病床の

来年度の供用開始をもちまして、精神保健福祉審議会からの答申内容に対する対応については一通り行ったこととなりますけれども、今後とも、この事業の円滑な運用を初めとし、対応策全般について万全を期しながら着実に進めてまいりたいと考えてございますので、皆様におかれましては、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の説明に関しまして、ご質問、ご意見をお願いします。

廣田委員、どうぞ。

○廣田委員 このような連携が進んだということで大変素晴らしいと思うのですが、コンシェルジュという横文字はちょっとわかりにくい感じがします。この地区別に分けた5カ所で振り分けをしてくれると考えてよろしいのですか。

○事務局（菊田調整担当係長） まず、コンシェルジュという名称については、民間の医療機関の医療従事者や大学関係者などの方に入ってもらって、検討委員会を経て事業の名称を決めているのですが、その中でも同じような、コンシェルジュはわかりづらいのではないかというお話が出ました。ただ、小学生や中学生などのお子様を相手にする事業ですので、保護者の方も比較的若い方が多いだろうということで、コンシェルジュという言葉は、最近、いろいろな場面で使われ始めているので、この言葉でも大丈夫ではないか。また、こういうちょっと目を引くような言葉でこの事業に注目を集めることも必要ではないかというような議論もありまして、この名称になりました。

また、このコンシェルジュを行う五つの機関が、お子様の状況に合わせた支援機関を振り分けるといえるのか、案内するというのは、委員がおっしゃったとおりでございます。

○廣田委員 ありがとうございます。

それで、健診を受けて、その後に紹介された方などはいいいと思うのですが、自分で心配で受診したいというときに、ここの5カ所の医療機関は従来から物すごく混んでいると言われているところです。私はどうしてもここの先生にかかりたいという場合は受け入れてもらえるのですか。

○事務局（菊田調整担当係長） ここの機関というのは、一応、案内する機能を持っているだけです。ただ、例えば、北区、東区にお住まいのお子さんが氏家医院にかかりたいというようなことであれば、氏家医院の新規患者の待機期間をコンシェルジュの実施機関が把握しているので、今、氏家医院は予約を申し込んでも1年以上かかりますという情報をお伝えして、実際にこちらのクリニックでは2カ月後にかかれますという形でやりとりをして、希望を聞きながらご案内していくという事業のつくりにはしております。

○藤原会長 廣田委員、よろしいですか。

名称のことがありました。すごく細かいことですが、事業名のときには漢字で「心の診療ネットワーク事業」ですが、連携チームのときは、心は平仮名だったり、これはどちらでもいいことになっているのですか。

○事務局（菊田調整担当係長） まず、さっぽろ子どもの心の診療ネットワーク事業というのは、「心」が漢字になっておりますが、厚生労働省の国庫補助事業で子どもの心の診療ネットワーク事業というものがあり、こちらは「心」を漢字にしております。そして、コンシェルジュ事業と連携チーム事業については、よりやわらかい印象を出すために「こころ」と平仮名にしております。

なお、国庫補助につきましては、今のところ、この子どもの心の診療ネットワーク事業というのが都道府県を対象とした事業でありまして、政令指定都市は、今のところ補助がもらえない事業でございますので、厚生労働省のほうに、何とかモデル的に国庫補助を受けさせてもらえないかという要望をしているところでございます。

以上でございます。

○藤原会長 いろいろとわけがあつて、さっぽろ子どものこころのコンシェルジュ事業は平仮名ですが、国の厚生労働省の事業のときは心の診療ネットワーク事業というふうに使分けがあるということで、正式名を心がけたいと思います。

ほかに皆さんからご質問、ご意見はありますでしょうか。

山内委員、お願いします。

○山内委員 山内です。うちの娘はもう成人なので、小さい子どもさんのことがよくわからないのですが、この今回の事業で相談するというのは、個人がここに相談するということですか。

○事務局（菊田調整担当係長） A 4 判 1 枚物のパンフレットの裏面をごらんください。コンシェルジュ事業の利用方法ということで、まず、一番上に心の悩みを抱える子ども・発達障がい疑われる子どもとなっております。矢印が 2 本出ていると思いますが、左の太いほうの矢印です。現在、相談等を行っている医療機関、福祉機関、保健センター、スクールカウンセラー等にまずはご相談くださいとしております。細いほうの矢印は、直接相談も可能としておりますが、関係機関と連携した支援が必要であり、極力、相談支援機関等を経由してくださいという流れにしております。

結局、そういった教育機関や一般の医療機関などを経由してコンシェルジュを利用することによって、関係支援機関での連携体制の構築も考えていくということで、極力、こういう関係支援機関を経由して使ってくださいとしております。ただ、直接も一応は可能にしております。

○藤原会長 5 ページの「利用はあくまでも任意であり、本事業を経由しない医療機関の受診や紹介等を妨げるものではありません」というところで説明されていると思います。ただ、事業としては、極力、経由してくださいという文言も入っているということですね。

○事務局（菊田調整担当係長） まず、コンシェルジュ事業について、これを使わないで児童精神科医療機関にかかってはだめですよという強制はできないものですから、先ほど藤原会長がお話しされた 5 ページの記載の部分は、このコンシェルジュ事業の利用自体はあくまでも任意であり、この事業を経由しないで児童精神科の医療機関を受診することや、

ほかの医療機関に紹介することを妨げるものではないということです。先ほど言ったように、これまで個人的なつながりで児童精神科を扱う医療機関などに紹介したものを全く否定するものではなくて、それはそのまま継続してやっていただくことも全く構いません、ただ、この事業を使うのは任意ですということです。この事業を使う上で、関係支援機関を経由するのか、市民からコンシェルジュ機関に直接連絡をするのかも自由なのですけれども、関係支援機関同士の連携体制も構築していきたいので、極力、関係支援機関を経由してくださいということです。

よろしいですか。

○藤原会長 なじむまで少し時間がかかるかもしれませんが、山内委員、どうですか。

○山内委員 なぜ今のことを聞いたかという、ここから外れてしまうのかもしれないのですが、うちの娘は保育士なのです。うちの娘がよく言うてくるのは、一般の保育園に障がいのある方が入ってきて、専門職から見て明らかにという方が今は結構多いそうです。

何年か前のときは委託事業か何かがあったのでしょうか。定期的に回ってきてくださって、そういう職員の人たちの状況を聞いてくださって、障がいがもしかしたらという親御さんにいろいろな話をしてくれたりなどということがあったらしいのです。今はそういうことができなくなったみたいで、この方がこうというのをわかっていてお母さんにお伝えしたいのだけれども、やっぱりお母さんはそこを認めないという方もいらっしゃるって、保育士の方たちも結構大変らしいのです。

そういう方たちも、こういうところで相談できたり、逆に実際に診てもらわないとわからないので、救ってあげられるような方法が何かないかという話をよく娘に聞かされるものですから、このコンシェルジュとうまくつながらないのかなと思ってしまいました。

○事務局（菊田調整担当係長） 今のお話は、まず、保育所を訪問するような事業は子ども未来局のほうで継続してやっていると聞いています。

この事業を始めたときに、先ほどもご説明しましたけれども、活用ガイドブックをいきなり全ての保育園や幼稚園や認定こども園などに送付することも検討したのですが、よく説明をしないでこういうものを送ってしまうと、逆に保育園などに不安感を与えてしまうおそれがあったものですから、直接これを送るのはちょっとやめようということになりました。まず、A3判の資料を送付して、事業内容をしっかりわかってもらった上で、活用ガイドブックがもし欲しければ言ってくださいということで、結構多くの保育園や幼稚園から送付依頼があって送付しているところです。

その中で、先ほど山内委員からお話があったとおり、障がい受容ができていないお母さん方についての対応もコンシェルジュでやってくれるのかなどの質問もありました。そこまでは想定しておりませんが、受診につなげるためのきっかけにはなると思うのです。お母さん方にこういう事業を札幌市で始めたみたいですよ、多くの方がお母さんと同じような悩みを抱えておられて、それをきちんと案内するような制度も始まっているですよ、お子さんも、ぜひかかってみてはいかがですかというツールには使えるのではないかと

うお話を保育園などにさせていただいているところでございます。

よろしいでしょうか。

○藤原会長 加藤委員、補足してください。

○加藤委員 児童発達支援センターをやっていますので、補足をさせていただきます。

実際に、楡の会では、札幌市の障がい児等療育支援事業の委託を受けてやっているのですが、保育園や事業所さんなど大人の方のところでもそうですが、専門職を派遣することができるのです。保育園からの委託もあるし、個人的にお願いされることもできるので、それはそちらを使っただいて、保育園にうちの相談員等がお邪魔して全体の様子を見せていただいて、その上で、まず先生たちの悩みを一回お聞きするということができます。そして、適切な療育につなげたほうがいいのか、園の中でちょっと工夫をすれば支援ができるのかという見立てができるような札幌市の制度があります。ですから、お嬢さんの保育園でもそちらを活用していただけたと思います。

また、障がいの認定というか、受給者証を取得されている方だと、専門機関で保育所等支援事業という事業もあります。それは国のものですが、そういったものも活用していただいて、幼稚園、保育園の中でお子さんたちが、それこそ合理的配慮といいますか、特別な支援を一般の子どもたちの中で受けることができる制度はあると思います。

コンシェルジュに関して言えば、楡の会もやらせていただいて、この2カ月、コンシェルジュの担当者は、まだお電話が鳴るとときどきしているようです。幼稚園からもご連絡をいただいたり、学校から、早速、あけて翌日くらいにお電話が2本ほど来ていたり、注目度が非常に高いと思います。普通の障がい児ということではなくて、一般のお子さんの中に、学校の先生が見て心配だ、親御さんと話をしていてどうしたらいいのだろうと言っているところにこういったものが来たので、すぐに連絡しましたとおっしゃっている方々を何人か見受けております。

○藤原会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

特にないようであれば、この議題について一旦終了してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○藤原会長 ありがとうございます。

それでは、少し急ぎ足でやってまいりましたので、本日の議題（1）から（3）までの間でもし漏れた点などがありましたら、ご質問、ご意見をお願いしたいと思います。

○事務局（高木係員） 後ろから失礼します。事務局から1点、よろしいですか。

先ほど、障害者差別解消法の市民説明会について時間を申し上げたところだったのですが、大変申しわけありませんが、私のほうで時間を勘違いしており、間違っておりましたので、改めてお伝えさせていただきます。

日にちは、先ほど申し上げましたとおり1月12日火曜日で、場所も同じくかでの2・7の4階大会議室でございます。日中の時間帯が間違っておりまして、1回目が午後の2

時から3時半まで、2回目が7時から8時半までです。確認しましたところ、これが正しい情報になっておりますので、訂正させていただきたいと思います。

大変申しわけありませんでした。

○藤原会長 ありがとうございます。

1月12日、昼の1回目が2時から3時半、夜の2回目が7時から8時半ということで、かでの2・7の4階大会議室とお聞きしました。

本日の議題（1）から（3）までに関して、特に漏れた点などはございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○藤原会長 それでは、皆様から、この点以外で何かお話しするようなご提案、ご意見などがありましたらお願いします。

（「なし」と発言する者あり）

○藤原会長 では、事務局から何か連絡事項はございますか。ないですね。

ほかになれば、以上をもちまして、本日の審議会を終了したいと思います。

5. 閉 会

○藤原会長 それでは、これで平成27年度第1回障がい者施策推進審議会を終了させていただきます。

ご協力をどうもありがとうございました。

以 上